

豊島区東池袋四丁目地区 交流施設実施計画

平成17年11月

豊島区

目 次

第1章 交流施設の基本的な考え方	1
1. 実施計画について	1
2. 交流施設の基本コンセプト	1
3. 交流施設の機能	2
第2章 管理運営計画	3
. 事業計画	3
1. 事業計画の基本方針	3
2. 事業概要	6
(1) 創造事業	6
(2) 育成事業	6
(3) 施設提供事業	7
. 組織計画	7
1. 管理運営主体の基本方針	7
2. 管理運営に求められる機能	8
3. 区民参加組織の基本的な考え方	8
4. 専門家の参画	9
. 収支計画と評価システム	10
1. 事業収支の基本方針	10
(1) 収入の主な項目	10
(2) 支出の主な項目	10
2. 利用料金制について	10
3. 施設整備経費	11
4. 評価システム	11
(1) 基本方針	11
(2) 評価方法	11
(3) 主な評価軸	12
(4) 中長期的な評価	12
(5) 情報公開	12

第3章 施設計画	13
1. 本計画《施設編》からの変更点	13
2. 施設計画の基本方針	14
(1) 施設の目的と機能の整理	14
(2) 施設構成	15
(3) ユニバーサルデザインへの配慮	15
3. 劇場の主用途と建築的条件	16
(1) 劇場の主用途	16
(2) 演劇のための建築的条件	17
4. 諸室計画	18
5. 諸室配置・動線計画	21
6. 舞台特殊設備計画	23
(1) 舞台特殊設備に関わる建築計画	23
(2) 舞台特殊設備	24
7. 設備保守計画	25
《参考資料》劇場とホワイエ（展示スペース）のイメージ	26
第4章 開設準備計画	27
1. スケジュール	27
2. 施設愛称・シンボルマーク・ロゴタイプの決定	28
3. 広報宣伝活動	28
(1) 広報宣伝活動の目的	28
(2) 取組内容	28
(3) スケジュール	28
4. プレイベント・開館記念事業	29
(1) プレイベント・開館記念事業の目的	29
(2) 取組内容	29
(3) スケジュール	29
5. 準備体制	29
6. 条例等の整備	29

第1章 交流施設の基本的な考え方

1. 実施計画について

東池袋四丁目地区再開発ビルの業務棟2、3階に設置する東池袋交流施設(仮称)については、これまでに「豊島区東池袋四丁目地区交流施設基本計画(平成13年7月)」及び「同交流施設実施計画《施設編》(平成14年12月)」を策定したところである。

これらをふまえ、さらに引き続き「東池袋四丁目再開発ビル交流施設のあり方検討委員会」で検討し、区民や専門家からの意見聴取を行った内容を反映するとともに、施設計画の一部に変更を加え、また法改正等に対応させるよう見直しを行った。

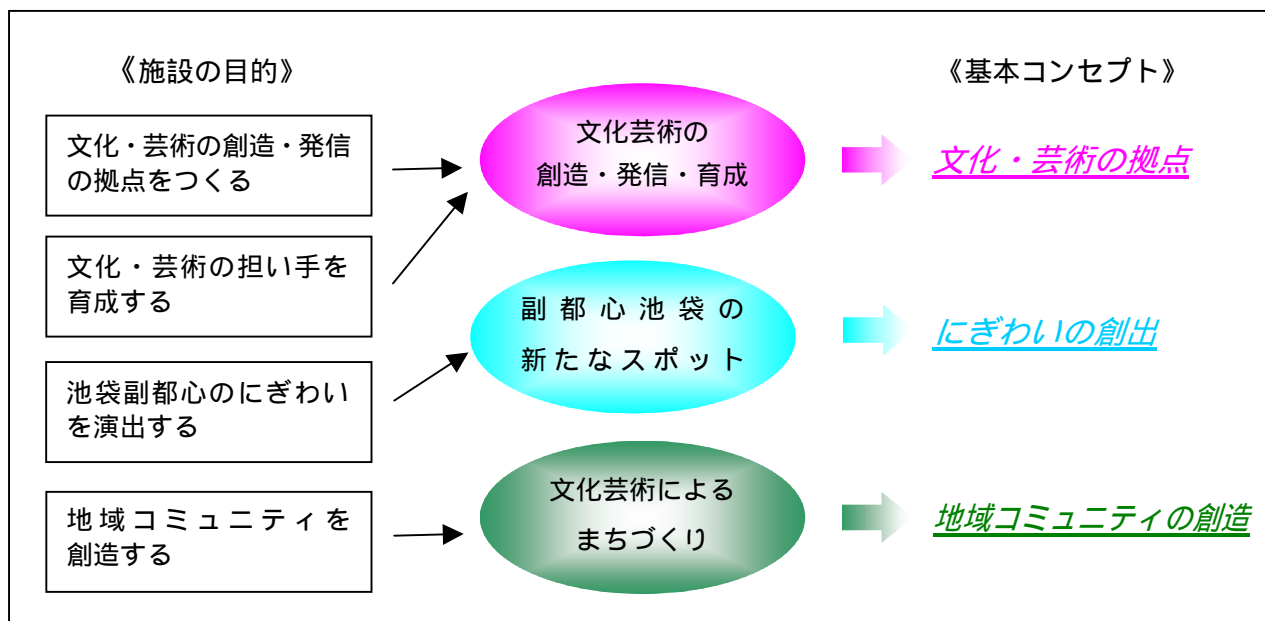
この計画は、こうした基本計画等からの変更点を示すとともに交流施設の具体的な事業内容を明らかにすることを目的として策定する。

2. 交流施設の基本コンセプト

豊島区は、平成16年12月8日、内閣府から地域再生計画の認定を受け、文化を機軸とした地域コミュニティの再生と新たなまちの魅力と価値の創出を図る「文化芸術創造都市の形成」をめざしている。

交流施設は、そうした「文化都市としま実現」の中核をなすものであり、地域再生計画における支援措置を受け、舞台芸術の稽古場等として活用されている「にしすがも創造舎(旧朝日中学校)」との連携を図りながら、文化芸術創造・発信の場となるものである。

よって本施設は、基本計画が示す4つの目的の上に立ち、文化芸術の拠点としてにぎわいを創出し、新たな地域コミュニティを創造することを基本コンセプトとする。



3. 交流施設の機能

本施設は、文化・芸術創造の拠点として、次の5つの機能をもつものとする。

創造機能

演劇を中心として、質の高いオリジナル作品の制作や区民参加型の作品づくりに取り組み、より専門的な舞台芸術の分野においても波及効果のある創造的活動の場として環境の充実を図る。

育成・支援機能

舞台芸術を支えるアーティストやスタッフ等の人材の発掘や育成とともに、芸術団体等に対する舞台芸術制作知識や情報の提供、助言、相談等を行う。また、文化芸術への理解を深めるため、区民自らが各種の活動に参加・体験する場を設ける。

交流機能

文化・芸術を通じて人と人との新たなつながりを創出するため、誰もが気軽に文化・芸術に親しむことができる場や環境をつくる。

情報発信機能

本施設の舞台芸術創造活動や地域における文化芸術活動等の情報を広く発信するとともに舞台芸術に関する各種情報を提供する。

施設提供機能

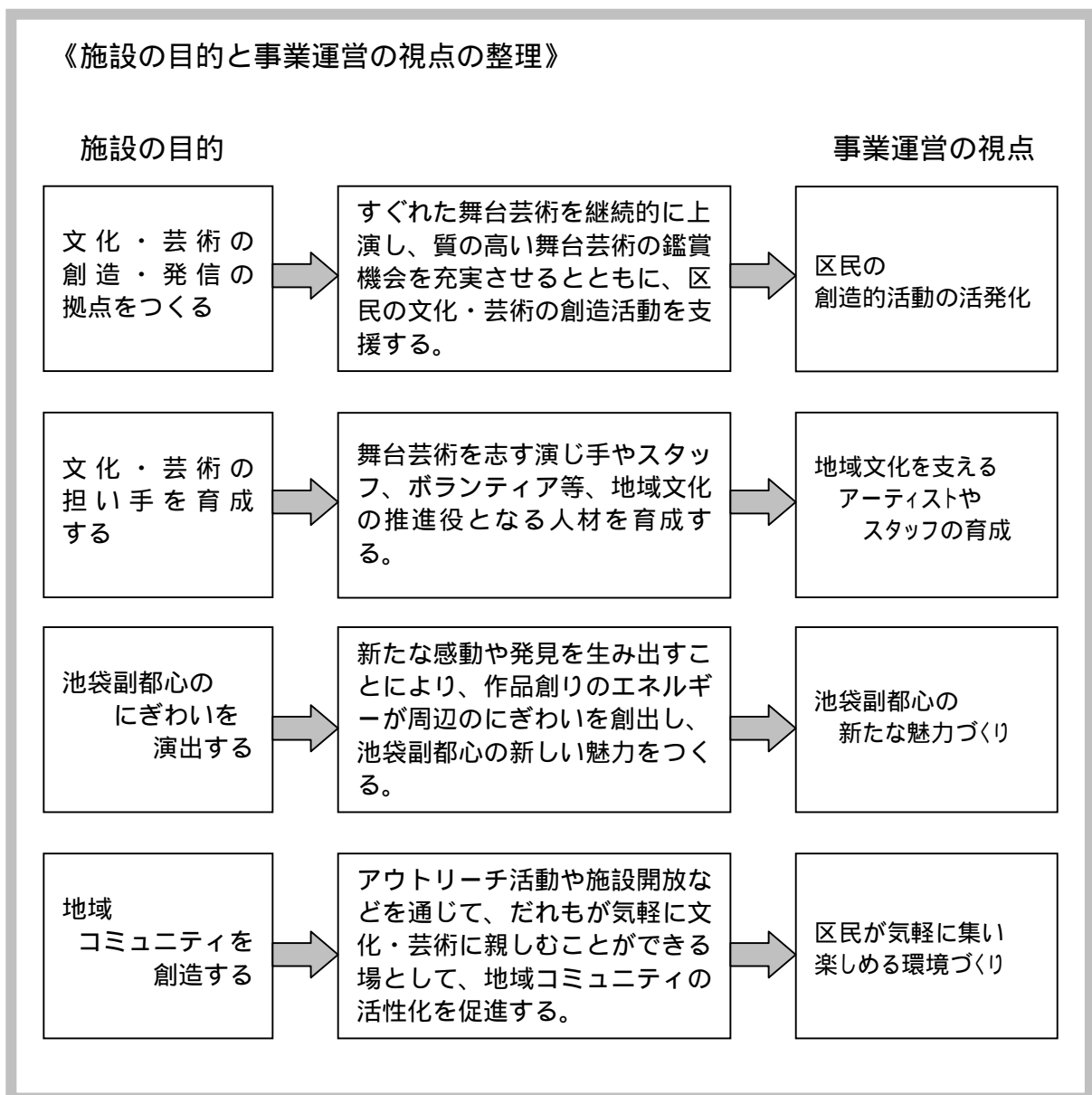
舞台芸術上演の場としての施設、設備の提供や、区民の文化活動の発表の場として施設の提供を行う。

第2章 管理運営計画

事業計画

1. 事業計画の基本方針

本施設は、基本計画で示したとおり、文化・芸術創造の拠点として、舞台芸術を中心とした文化・芸術分野の創造的活動を行うことを通じて、地域コミュニティを活性化させるとともに、街の新たな魅力と価値を生み出すという役割を担っている。これを踏まえて整理すると、事業運営の視点は以下ようになる。



事業運営にあたっては、同じ東池袋四丁目地区再開発ビルの業務棟内に併設される新中央図書館との連携を図ることは言うまでもない。

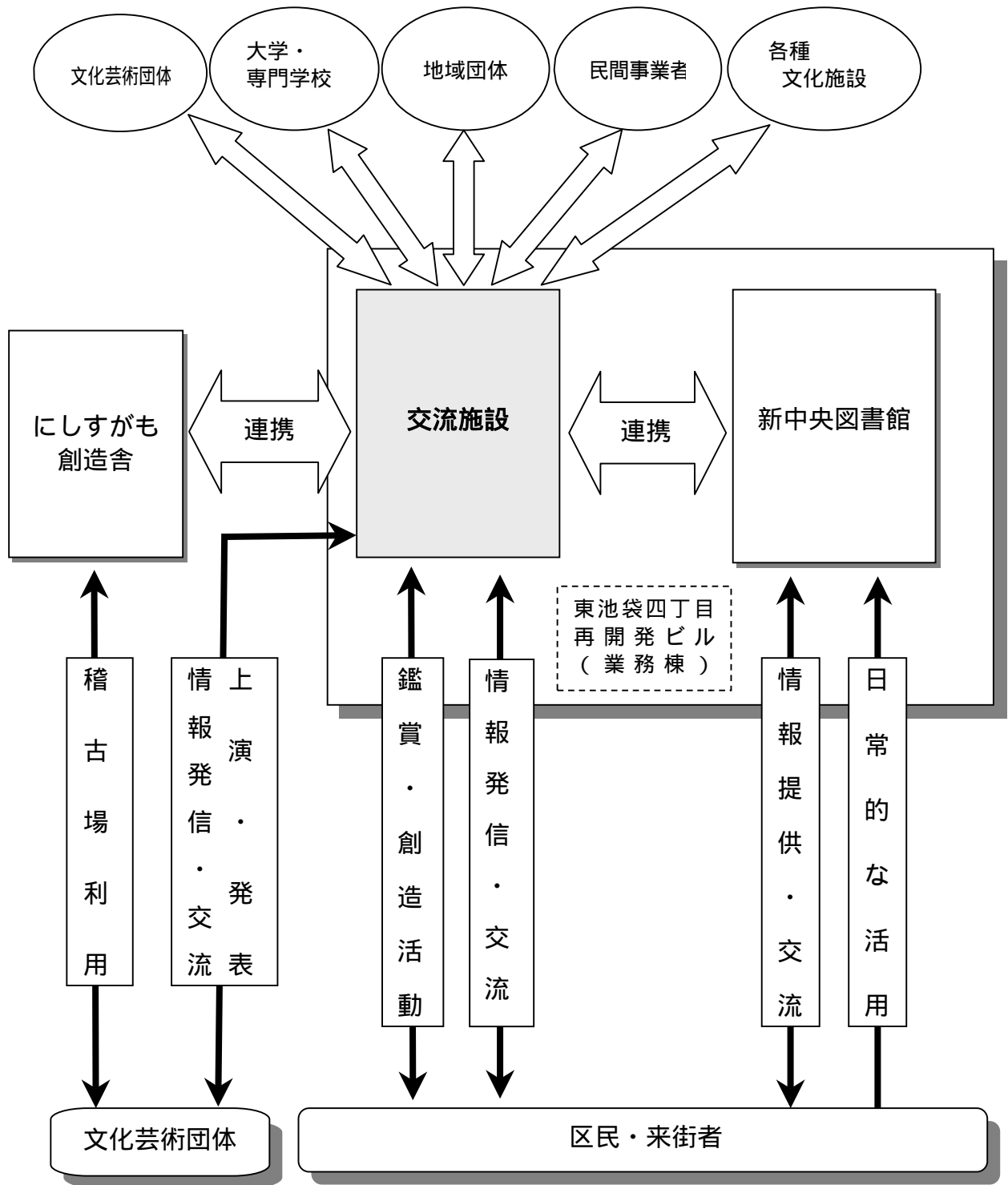
交流施設での文化・芸術活動に関連した情報等を図書館が蓄積し、提供するといった情報機能の活用や、両施設での共同事業等、有機的な取り組みが可能となる。

また、演劇等の稽古場や創造活動等に必要な施設機能については、外部施設を活用することにより補う。本区がNPO法人との協働で整備した「にしすがも創造舎」は、演劇等の稽古場としてアーティストに施設を提供するほか、地域住民を対象とした文化芸術事業を開催するなど、区民とアーティストの相互交流を展開している。

この「にしすがも創造舎」をワークショップやアウトリーチ活動の場として活用するほか、「にしすがも創造舎」の稽古場利用について、交流施設での上演団体優先枠を設けることなど、連携した活動を展開させる。

さらに、区民をはじめ、文化・芸術団体、大学・専門学校、地域団体、民間事業者、他の各種文化施設等との連携も考慮しながら、交流施設を拠点として区内の様々な文化資源と双方向的に結びつき、地域コミュニティの活性化や創造性の向上を図るための事業運営を行う。

《外部施設との連携図》



2. 事業概要

(1) 創造事業

舞台芸術（パフォーミングアーツ）を創造する場として、様々な公演事業に取り組む。オリジナル作品の上演をはじめ、演劇を中心に内外の優れた劇団や文化芸術団体との提携公演・共催公演を実施、魅力ある企画を開発し、特色ある劇場としての活動を展開する。

《事業例》

交流施設オリジナル作品の制作・上演

良質な演劇等の舞台芸術鑑賞公演

- ・ 提携公演：文化芸術関係団体・個人の企画を受け入れ、制作・運営実施を共同で行う公演【他施設・劇団・専門家との提携】
- ・ 共催公演：文化芸術関係団体が企画、制作する公演に施設を提供し、運営実施に協力する公演【区演劇界、他芸術文化団体との共催】
- ・ その他の公演

(2) 育成事業

アーティストやスタッフ、ボランティアの育成をはじめ、子どもたちや区民が文化・芸術に親しむ体験を通じて、芸術的感性と創造性を醸成できるよう各種ワークショップ等を展開する。

《事業例》

舞台芸術に関する各種ワークショップ

- ・ 俳優の育成
- ・ 制作（制作・学芸・演出）スタッフの育成
- ・ 舞台技術（舞台・音響・照明）スタッフの育成

ボランティアの育成・支援

- ・ 舞台芸術の企画・制作の手法や劇場運営に関するワークショップ、講座、セミナー

区民が舞台芸術にふれる機会となる事業

- ・ ワークショップ、講座、セミナー

アウトリーチ活動

- ・ 地域区民ひろば、子どもスキップ、高齢者福祉施設等での普及活動
- ・ 小、中学校等へ出向いての各種ワークショップやセミナー

中央図書館との連携事業

- ・ ドラマリーディング
- ・ 本の読み聞かせ

情報発信事業

- ・舞台芸術活動を活発化させ、地域の創造力・文化力を高めるための情報発信を行う

機関誌、チラシ・ポスター、アニュアルレポート（年次事業報告書）等の作成

各種メディアへの情報発信

相談・支援事業

- ・企画、制作の手法や著作権、助成金など舞台芸術に関する相談
- ・サポーター室の提供

（３）施設提供事業

区民や文化芸術団体等の作品発表の場として、劇場や会議室等の諸施設や設備、備品を提供する。

《事業例》

区民等の自主的な活動への施設提供

- ・劇場、展示スペース（ホワイエ）、会議室、音楽編集室、映像編集室、サポーター室

組織計画

1. 管理運営主体の基本方針

基本計画では、既存財団や新設財団、NPO法人等、区民参加を中心とした法人による運営を基本に検討が進められた。

しかし、平成15年に地方自治法が一部改正され、公の施設の管理には指定管理者制度が導入されることとなった。交流施設も公の施設として位置付けられることから、指定管理者制度の対象施設になる。

一方、交流施設は演劇を中心とした舞台芸術を主用途としており、極めて専門性の高い分野を担うものであることから、その運営には舞台芸術に関する専門的知識や実務能力が求められる。

以上のことから、今後は指定管理者の導入を基本に、管理運営の業務内容等についての基準作りを進めることとする。

2 . 管理運営に求められる機能

本施設の指定管理者となる者には、以下の機能が求められる。

柔軟で効率的な運営

- ・ 施設利用者の視点に立ち、多様な要望に柔軟に対応できる機動的な運営力
- ・ 施設の立地条件や地域特性を活かした運営力

企画立案力、企画・制作コーディネート力

- ・ アートマネジメント活動、アウトリーチ活動を通して、舞台芸術に対する区民の理解を深めるとともに、利用者等からの様々な疑問や相談に対応する企画力、調整力
- ・ 情報提供やアドバイスを的確に行うため、舞台芸術の企画・制作や育成プログラム等に関する実務ノウハウをはじめとする専門的な知識

技術のプランニング力

- ・ 舞台芸術のプランニングや、区民の文化活動等の利用に対する舞台技術面からの支援を行うための専門的な技術と知識

地域住民との調整力

- ・ 区民の意向を反映させるための運営組織やボランティア・サポーター組織等を形成するため、区民に積極的な働きかけを行う対人・折衝等の調整力

3 . 区民参加組織の基本的な考え方

交流施設において実施する事業の企画への参画をはじめ、施設運営に関する意見表明やサポートなど、より開かれた区民参加のための組織のあり方について検討を進める。

(1) 区民運営委員会・ボランティア(サポーター)組織

将来的には、本施設を利用する区民の代表が、区及び管理運営主体とともに施設の運営や事業について協議・検討する場である区民運営委員会を設立することや、区民の文化芸術活動への参画機会として、施設の運営に携わるボランティア(サポーター)組織を設立することを目標として、育成事業のプログラムとも連携し、数年間にわたり段階的な取組みを行っていくこととする。

(2) 友の会

地域に根ざした文化・芸術創造拠点として、固定客の獲得やファン層の拡大のために友の会を設立する。チケットの優先予約制度や上演パンフレット、アニュアルレポート等の提供、定期的な交流会等を実施する。

4 . 専門家の参画

劇場・ホールの運営においては、専門的な知識・技術とともに当該分野における経験の蓄積や人脈の形成などが重要である。他自治体の類似施設においても外部の専門家を登用し、事業の企画・制作を委ねるケースが見受けられる。一般的に舞台芸術専門家の参画には、以下のようなポジションがあり、これらの専門家が館長を兼ねる場合もある。

役割	内容
芸術監督	事業企画に対しての権限を持ち、芸術的側面の責任を負う。ディレクター（アートディレクター）と称する場合もある。
プロデューサー	運営の方向性に基づいて事業企画を立案、制作業務の統括を行う。
アドバイザー	第三者的な立場から幅広く、事業運営に助言を与える。

（１） 舞台芸術専門家の参画の意義

- ・ 独創的で質の高い事業企画、制作のノウハウの提供
長期的な視点と高い芸術的判断から、先進的な芸術作品の上演、創作が可能である。
- ・ 幅広い人脈、ネットワークの提供
- ・ 専門分野や業界に関する情報提供

（２） 専門家の登用について

本施設は「交流施設独自の作品を創る」ことや「演じ手の支援、育成」、「劇場運営の核となる担い手の育成」などを行う舞台芸術に特化した施設である。俳優の育成やオリジナル作品の創出、区内外への発信等の面で、質の高い事業を展開していくためには、現場レベルでの制作や技術面の企画から経営までをカバーできる人材が必要となる。

さらに、専門家の参画によるアートマネジメント機能の強化という視点から、事業企画に対して権限を持ち、芸術的側面の責任を負う舞台芸術専門家の位置付けについて検討を進める。

（３） 芸術顧問について

本施設のオープンに向けた準備期間において、劇場運営並びに劇場運営にあたる専門家及び事業主体の選定についての指導・助言、さらに開館記念事業の企画立案に関してのアドバイスなどを得るため、平成17年7月に演劇評論家で東京芸術劇場館長の小田島雄志氏に芸術顧問を委嘱した。

．収支計画と評価システム

1. 事業収支の基本方針

事業運営にあたっては事業収益を基本として、公的機関や民間団体、個人からの寄付を募る等、外部からの収入や人的支援を得るための検討を行う。また、自主事業については、その経費をできる限りチケット収入や施設使用料収入などの範囲内で賄うことをめざす。

(1) 収入の主な項目

事業収入	チケット収入、物品販売手数料など 他自治体における類似施設の例をみると年間の自主事業でのチケット収入は多くの施設で事業費の50%程度に留まっているのが現状である。
施設使用料収入	貸館収入、備品使用料収入
受託料収入	人件費、事務費、施設維持管理費、事業費
助成金収入	区補助金、国・他財団等からの助成、民間（個人・企業）からの支援・協賛

(2) 支出の主な項目

維持管理費	事務費、光熱水費、管理費など施設を維持するためにかかる経費
人件費	職員にかかる人件費（臨時職員賃金を含む。）
事業費	公演制作費、公演委託料、広報事業に要する経費

* 施設使用料については、再開発ビル管理組合との協議により決定する管理費や共益費等と施設を運営するために必要な光熱水費を基礎として決定するものであるため、それらの確定後に算定するものとする。

* 事業運営のための財源確保策の一環として、劇場のサブネーム（副名称）のネーミングライツ（施設命名権）の導入について検討する。

2. 利用料金制について

本施設は、指定管理者制度のもとでの管理運営を行うが、管理運営組織の経営努力を運営に反映させるため、利用料金制度の導入を前提に検討を進める。

3. 施設整備経費

本施設建設にかかる整備経費は概ね以下のとおり想定される。

(平成 17 年 1 月現在)

総経費	4,229 百万円
保留床購入(計)	3,979 百万円
内部設計・監理費	76 百万円
内部工事費	571 百万円
標準床	3,332 百万円
家具・備品購入	250 百万円

《特定財源》

国庫補助金(まちづくり交付金) 1,000 百万円

《起債》

本施設建設に要する経費の起債充当率は 75% と見込まれる。

4. 評価システム

(1) 基本方針

事業運営や施設提供を含む利用者へのサービスが効果的に実施できているかを常に検証し、効率的な施設運営を促進することを目的として、本施設の運営状況に対する評価システムの導入を検討する。

ただし、文化施設や文化行政の分野での評価については、適切な評価指標や評価方法の設定が難しい状況もあり、より適切な評価システムについての検討が必要である。

(2) 評価方法

インタビュー、アンケート調査、運営データの分析を施設運営組織内部と外部機関で行う。

インタビュー調査

- ・舞台芸術専門家、運営スタッフ等へのインタビュー調査

アンケート調査

- ・利用者、来場者、観客、区民へのアンケート調査

運営データ分析

- ・運営データ分析(収支、稼働率等)

(3) 主な評価軸

施設

- ・施設の使い勝手、設備・備品等の充実度、アクセス、サイン表示、ユニバーサルデザイン等

コンセプト

- ・事業運営の方向性（理念や目的、自主事業、文化・芸術活動）の区民への浸透度

事業

- ・自主・提携・共催事業の内容・頻度・区民への浸透度、文化的影響度、社会的波及効果、利用上の制約等の課題

広報

- ・施設（事業）の効果、印象、PR手法の適格性

接遇

- ・受付、事業案内などへの対応の良否等

(4) 中長期的な評価

評価については、毎年実施するとともに、3年単位、5年単位、10年単位などの中長期的な視点で実施する。

(5) 情報公開

運営状況や評価結果等を本施設のホームページ等で公表する。

第3章 施設計画

1. 本施設計画《施設編》からの変更点

交流施設は、演劇を中心とした舞台芸術の創造・発信を中心とした事業を展開する施設である。その機能を十分に果たすために、実施計画《施設編》で示した施設計画にさらに検討を加え、より演劇に特化した施設として整備することとし、多目的ホールを本格的な演劇の上演が可能なプロセニウム形式の劇場に変更するなどの計画の見直しを行った。

《主な変更点》

項目	《施設編》	修正内容
ホール関係	・演劇を主体としたブラックボックスを基本とした空間。オープン形式。	・より本格的な演劇の上演が可能なプロセニウム(額縁)形式とした。
客席	・展示、会議等幅広い多目的利用に対応するために、客席を可変とし段床と平土間(フリースペース)を両立。	・演劇等の上演を主目的とし、観客からの見やすさを重視し、客席は固定席とした。
舞台面	・演技エリアとして、幅6間(10.8m)×奥行4間(7.2m)を確保。 ・オープン形式のため、基本的に袖はない。上手下手各1.8m程度の余裕スペースを確保。	・主舞台の幅6間(10.8m)×奥行4間(7.2m)にバックスペースを加え、出演者、大道具類の移動に配慮した。これにより、最大演技エリアは、幅6間(10.8m)×奥行6間(10.8m)となった。 ・袖スペースとして上手下手各3.6m程度を確保した。 ・舞台裏との流動性に配慮するとともに、主舞台を避けて入退場できるよう扉位置を変更した。
舞台設備	・持込みの調整卓や調光器、音響調整卓等の使用に対応したコネクタ・電源盤を設置。	・本格的な演劇に対応した電源容量、回路と調光機能と基本的な拡声可能な設備を確保した。
舞台裏		・倉庫位置、扉位置を工夫し、舞台面からの大道具類の移動が容易になるよう配慮した。
スタジオ	・演劇、音楽の練習利用と美術の個展等の開催に利用。	・ホール部分の拡張に伴いホワイエ周りの面積が縮小したことから、計画案から除いた。
ギャラリー	・絵画、彫刻などの美術品の展示が主用途。	・ホワイエ周りを展示スペースとしても活用できるレイアウトとした。
音楽練習室	・ロックやポピュラー音楽、ジャズ等のバンド練習用スタジオ。	・ホール面積の拡張に伴い、事務室、会議室スペース確保のため、本計画案からは除いた。
会議室	・会議や講習会等の集会機能が主用途。 ・図書館との連携に配慮。	・可能な限り面積を確保し、各種会議を可能とした。 ・部屋を分割して、小規模な会議室として貸し出すことも考慮した。

2. 施設計画の基本方針

(1) 施設の目的と機能の整理

演劇を中心とした舞台芸術の創造・発信の場としての空間に求められる機能を施設の目的に沿って整理すると以下ようになる。

文化・芸術の創造・発信の拠点をつくる

機能：すぐれた舞台芸術の上演の場、創造のための施設空間

施設：劇場、展示スペース、音楽編集室、映像編集室

文化・芸術の担い手を育成する

機能：舞台芸術の演じ手・スタッフ・ボランティア等の支援の場

施設：劇場、展示スペース、サポーター室、会議室

池袋副都心のにぎわいを演出する

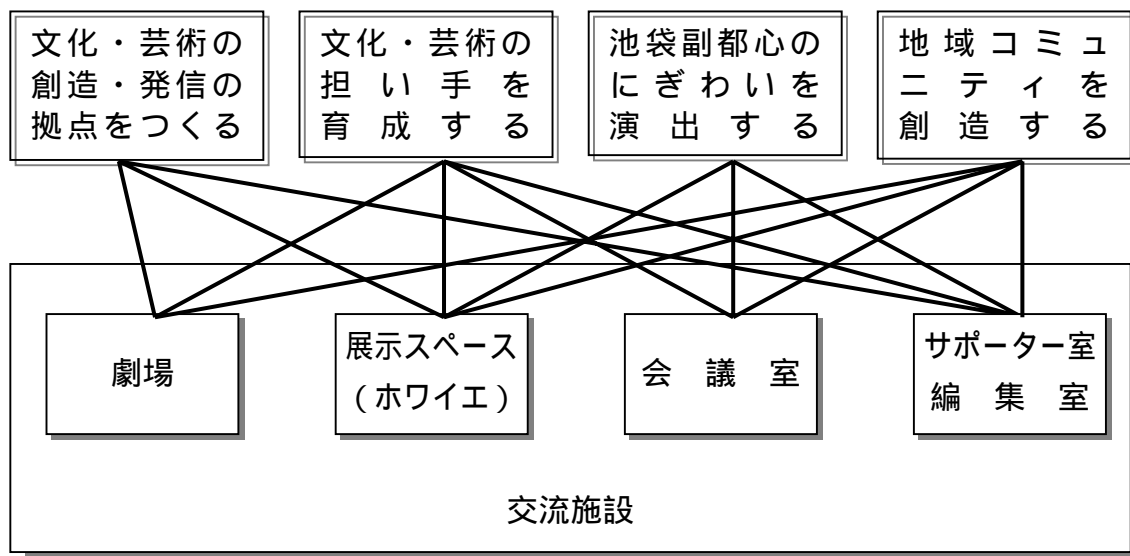
機能：創造活動と交流により地域の魅力を引き出す場

施設：劇場、展示スペース、会議室

地域コミュニティを創造する

機能：区民の活発なコミュニティ活動の場

施設：劇場、展示スペース、サポーター室、会議室



(2) 施設構成

演劇を中心とした舞台芸術の上演・発表の舞台として必要な諸室や設備とともにコミュニティ活動の場や地域の文化・芸術活動に関する情報の受発信といった機能を重視し、交流施設の構成を1)劇場部門と2)支援部門の2つに分けることとした。

1) 劇場部門	機能部	共用部
舞台客席、展示スペース	劇場、展示スペース等	ロビー
舞台裏、技術関係	調整室、舞台備品庫等	廊下等
楽屋関係	楽屋等	機械室

2) 支援部門	機能部	共用部
会議室関係	会議室、サポーター室	廊下等
その他	音楽・映像編集室、事務室等	

各フロアの性格を明確化するため、演劇部門を2階に支援部門を3階に配置する。

(3) ユニバーサルデザインへの配慮

交流施設には上演作品を鑑賞する観客をはじめ、出演者・上演スタッフ・技術スタッフ・管理運営スタッフのほか、会議室等の諸室利用者など多くの人々が集う。だれもがアクセスでき、安全で快適に利用できる施設空間を築くことが求められることはいうまでもない。

そのため、障害者や高齢者などの利用に充分配慮し、すべての人が分け隔てなく使いやすい施設づくりをめざすが、建築上の対応で補えない部分が生じることも事実である。これらについては、管理運営スタッフの心づかいによる等、ソフト面での対応を図り、ユニバーサルデザインの実現をめざすこととする。

3. 劇場の主用途と建築的条件

(1) 劇場の主用途

		用途	劇場	展示スペース (ホワイエ)
演劇系		歌舞伎		
		ミュージカル		
		演劇		
		オペラ		
		バレエ・洋舞		
		パフォーマンス		
		邦舞		
		伝統芸能		
		能・狂言		
音楽系	生音系	室内楽		
		リサイタル		
		歌唱		
		合唱		
	電気音響	演歌		
		ポピュラー		
		ロック		
	その他	民族音楽・実験音楽		
		邦楽・民謡		
太鼓				
展示系	絵画・書道・写真(平面)			
	彫刻・陶芸・工芸(立体)			
映像系	映像			
集会	会議・講演会			
	パーティー			

：建築や設備面において適している用途

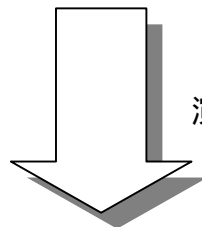
：主用途ではないが、機材の持込み等によって利用が可能

- | |
|--|
| <p>《主用途》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 演劇を中心とした舞台芸術（パフォーミングアーツ）の上演 ● 展示スペース（ホワイエ）での作品展示やパーティー |
|--|

音楽系は、副次的な利用の位置付けとする。（ただし、オーケストラ、オペラ、ロック演奏、太鼓などは建築的条件や遮音機能上の問題から利用できない。）

(2) 演劇のための建築的条件

区分		建築条件
舞台と客席の形状		舞台と客席が対面する形式をとる。
		様々な演出効果に対応できるように、ブラックボックス形状とする。
		巡回公演などでの基準となる演技エリアである幅 6 間 (10.8m) × 奥行 4 間 (7.2m) を基本に、多様な演出を可能にするため、舞台をできるだけ広く確保する。
空間の大きさ	幅	開口幅が 10.8m の舞台が充分に見られる客席空間の幅を確保する。
	奥行	300 席の客席規模とステージの大きさにより決める。
	高さ	セットの高さが最大で 5.4m と想定し、天井高は照明器具の下端で 6m 以上とする。
視覚条件	客席	見やすさと快適性を重視した固定段床とする。
	傾斜	舞台に集中でき、観客相互も一体感を持てる形状とする。
聴覚条件	響き	マイクを使用した場合にも声や歌の明瞭さが求められるため、響きすぎないものとする。



演出効果や視覚条件に適した空間

- ブラックボックスを基本とした空間
- 観客の見やすさと観客相互の一体感を作り出すことを重視した客席の配置
- 演出効果を高める舞台特殊設備を十分に設置できるスペースの確保

4. 諸室計画

劇場部門

劇場

- | | |
|----|---|
| 用途 | ● 演劇を中心とした舞台芸術の創造・発信活動の場。 |
| 性格 | ● ブラックボックスを基本とした空間。
● 観客の見やすさと観客相互の一体感を作り出すことを重視した客席配置。 |
| 規模 | ● 演出効果のための舞台特殊設備を充足する。
● 客席数約300席
● 舞台は幅6間(10.8m)×奥行6間(10.8m)の広さを確保し、多様な演出を許容する。
● 客席約250㎡ 舞台約200㎡ |

展示スペース(ホワイエ)

- | | |
|----|---|
| 用途 | ● 劇場利用時には、ロビーそしてホワイエとして機能する。
● 展示スペースとして単独利用する際には、美術作品等の展示を行う。
● 上演後にアーティストや関係者、区民等が交流を図るために開催するパーティースペースとしての機能も持つ。 |
| 性格 | ● 展示が可能なスペースの確保、展示パネルが設置可能な床面、展示品への照明が設置可能な電源等を準備する。
● パーティー開催のための設備を充足する。 |
| 規模 | ● 約300㎡ |

調整室

- | | |
|----|---|
| 用途 | ● 舞台照明や音響等の操作、調整を行うスペース。 |
| 性格 | ● 客席の後方に設置し窓を設ける。窓は劇場内との連絡が直接行えるよう一部が開閉できるものとする。 |
| 規模 | ● 照明調光卓や音響調整卓並びに周辺機器ラック等を設置した上で、機器類の操作がしやすい広さを確保する。
● 約30㎡ |

舞台備品庫

- 用途 • 舞台大道具等の備品を収納する倉庫。
- 性格 • 搬入しやすいよう、舞台の近くに設置し、舞台面との床レベルを合わせる。
- 規模 • 約75m²

楽屋

- 用途 • 出演者の控え室、メイクアップや衣装の着替え、食事等を行う。
- 性格 • 着替えブース、洗面台、化粧前、姿見、ドライヤー用コンセント、連絡設備、一部には、シャワー、トイレ等の設備を設ける。
- 規模 • 約25m²×2室 約70m²×1室

支援部門

大会議室

- 用途 • 70～80名程の会議等の集会機能を主用途とする。
• 部屋を分割して、小規模な会議室として貸し出すことも考慮する。
- 性格 • 視聴覚機能を兼ね備え、様々な利用に対応する。
• 空間を分けて利用する際のパーティションは遮音性能に配慮する。
- 規模 • 約180m²

会議室

- 用途 • 20～30名程会議等の集会機能を主用途とする。
- 性格 • 集会機能に適した内装とする。
- 規模 • 約60m²

サポーター室

- 用途 • ボランティア等が日常的に集まり、運営スタッフを補助するスペース。
- 性格 • 控え、打合せ、収納等のスペースを確保する。
- 規模 • 約45m²

音楽編集室

- 用途 • 舞台上で使用する音源・音楽その他の音響の編集を行う。
- 性格 • ミキサー等の音響機材を設ける。ホールとの遮音に配慮する。
- 規模 • 約 12 m²

映像編集室

- 用途 • 舞台上で使用する映像、その他の編集を行う。
- 性格 • ミキサー等の映像編集機材を設ける。ホールとの遮音に配慮する。
- 規模 • 約 12 m²

事務室

- 用途 • 交流施設の運営スタッフの執務スペース。
- 性格 • 簡単な打合せスペースや、チラシやポスター等の情報を加工する機能を設ける。
- 規模 • 約 130 m²

5. 諸室配置・動線計画



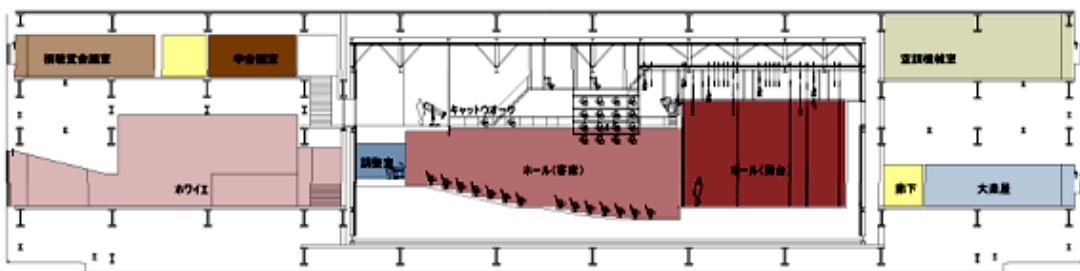
2階平面図



3階平面図

凡例

- | | | | | | |
|-------|--|--|-----------|--|--------|
| 支援ゾーン | | | 一般来客者用動線 | | 搬出入用動線 |
| 観客ゾーン | | | 車椅子利用者用動線 | | 車椅子用客席 |
| 共用ゾーン | | | 閉演時閉鎖位置 | | |
| 設備ゾーン | | | | | |



断面図

動線の確認

共用部分の領域

共有部の動線は、エレベーターを利用して1階から2階ロビーへと進む。劇場での上演がない場合には、ホワイエは一般開放され、共用部分となる。また、3階は基本的には共有部分となるが、一部は舞台裏の動線（技術者等）となる。

観客の領域

観客の動線は、共有部と同様にエレベーターを利用して1階から2階ロビーへと進む。上演時には、この空間をロビーとホワイエに分割し、もぎりラインを設定する。終演後はエレベーターとともに階段(1)も帰路の動線となる。

舞台裏の領域

劇場舞台裏の動線は、主に階段(2)を利用して1階から舞台裏へと進む。また、搬入動線は搬入用エレベーターを利用する。搬入用エレベーターからは、荷物を直接舞台に引き込める。さらに舞台から備品庫にも直接移動できる。

技術者の動線は、舞台裏から調整室、また、3階レベルでのキャットウォーク等へ速やかに移動できる。

6. 舞台特殊設備計画

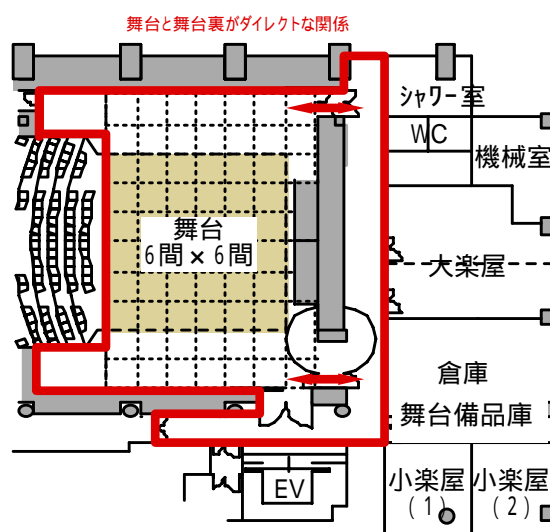
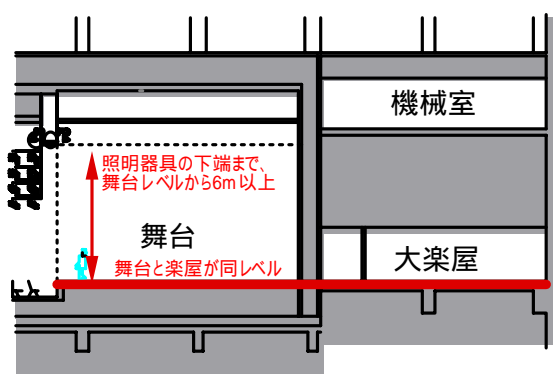
(1) 舞台特殊設備に関わる建築計画

美術、照明、音響の効果を最大限に活用

舞台美術の高さの上限を5.4m(3間)を想定し、天井高は照明器具の下端で6m以上とする。さらにそのレベルにて照明器具の調整が行えるものとする。

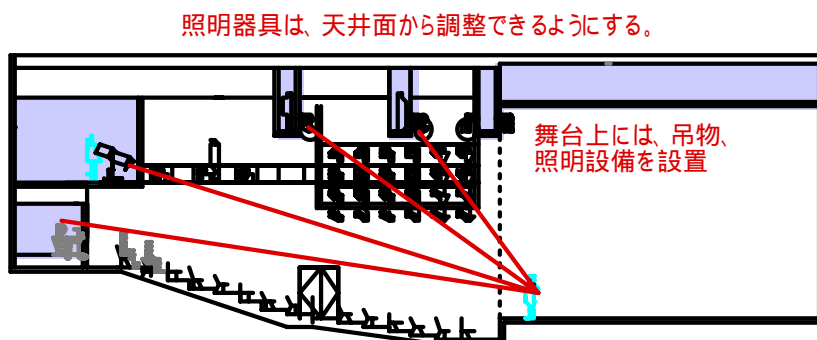
舞台と舞台裏(楽屋等)のダイレクトな動線の確保

舞台と舞台裏は、出演者やスタッフの往復が頻繁に行われるため、ダイレクトな動線を確保する必要がある。そのために、舞台と舞台裏とをなるべく開かれたものとし、床レベルも揃えるものとする。



仕込みの手間と危険の低減

本番前のリハーサル等に時間を割くためには、仕込み作業を手際よく済ませることが重要である。そのために、美術、照明、音響等の仕込みを効率良く組む必要があり、吊り込んだ照明のシュート等の調整は手間と安全面から天井で行えるものとする。



演出の自由度がある床面・内装

客席の内装は演劇等の自由な表現に適したダーク調とする。また、舞台やプロセニウム周辺は、舞台装置等が設置できるようにする。また、舞台の床面は釘打ち等ができるようにする。

(2) 舞台特殊設備

舞台機構設備

吊物機構

- 吊込み作業の手間を軽減し、仕込みの自由度を配慮した吊物機構を設置する。
- 作業性、安全性を配慮する。

舞台照明設備

- 演劇に対応した電源容量、回路（コンセント）と調光機能を確保する。
- 持込みの調光卓や調光器の使用を可能とするコネクタ及び電源盤を設置する。
- ムービングライトなどのスポットライトの使用を可能とする制御線を確保する。

舞台音響設備

- 基本的な拡声が可能な設備（スピーカ、アンプ、調整卓等）を設置する。
- 持込みの調整卓、スピーカ等の使用を可能とするコネクタ及び電源盤を設置する。

舞台映像設備

- プロジェクターの設置が可能な電源計画とする。

舞台連絡設備

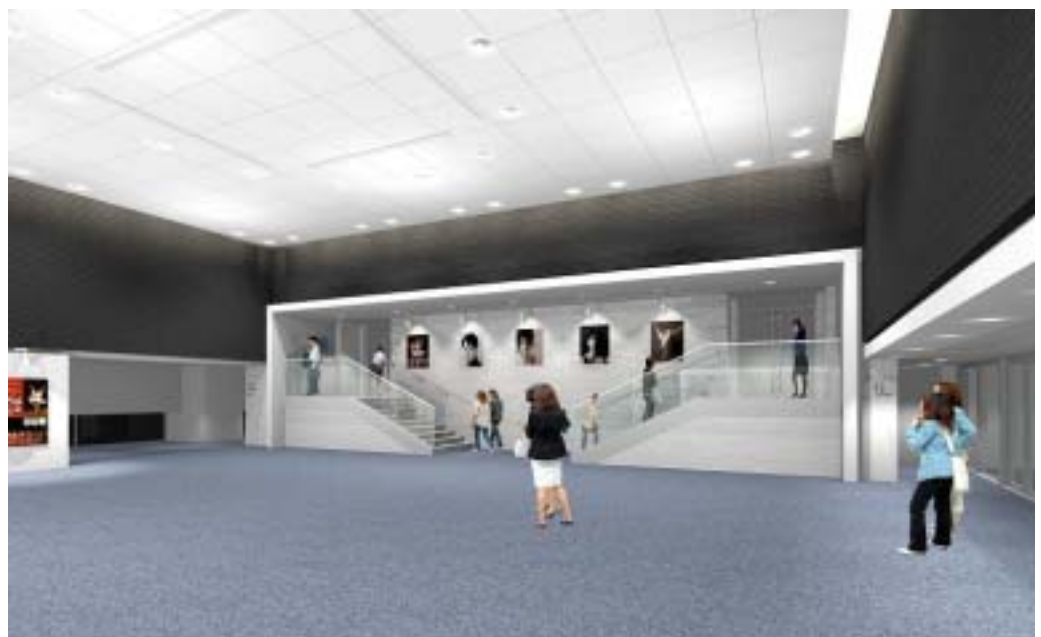
- 進行系、機構系、照明系、音響系といった職種別のインターカム、インターホン設備、ITV 設備、及びモニタースピーカー設備を設置する。

7. 設備保守計画

本施設は劇場を核とした施設であり、舞台機構や設備、機器がいつでも良好な状態で使えなければ地域の文化・芸術発信拠点としての役割を果たすことができない。

設備・機器の更新や維持管理に関しては、多額の経費を要するものであることから、メンテナンスコストを事前に明らかにし、毎年度の維持管理経費の平準化を図るとともに計画的作業による効率化を目的として、施設開設後 25 年間程度を期間とした中・長期的な設備保守計画を策定する。

《参考資料》劇場とホワイエ（展示スペース）のイメージ



第4章 開設準備計画

1. スケジュール

本施設の開設準備スケジュール等は、概ね以下のとおりとし、平成19年9月のオープンをめざす。

	17年度	18年度	19年度		
再開発工事	再開発ビル工事		交 流 施 設 開 設		
交流施設 内部工事	内部工事				
家具・備品		選定 設計 工事			
事業	通年事業の検討 開館記念事業準備 プレイメント準備	通年事業準備 開館記念事業制作 プレイメント実施			
名称等		施設愛称・ロゴ・ シンボルマークの 公募・決定			
広報宣伝		パンフレット 制作 施設 PR		ホームページ 開設	開館記念・プレイメント PR 事業 PR
施設管理		施設使用規則検討 使用料等検討		貸館受付	
運営組織	運営組織 の条件等 検討	決定		開設準備業務	
条例等整備				条例等整備	

2 . 施設愛称・シンボルマーク・ロゴタイプの決定

区民の本施設に対する愛着心や親近感を高めるため、施設の愛称やシンボルマーク、ロゴタイプのデザインを広く区民から公募する。

3 . 広報宣伝活動

(1) 広報宣伝活動の目的

本施設が区民や文化芸術団体にとって親しみやすく、かつ誇れる文化芸術創造拠点として十分に利用されるよう、広報宣伝活動を行う。あわせて広報宣伝活動により、区民等の文化芸術等への理解や関心を高め、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする。

(2) 取組内容

ホームページの開設
パンフレット・ポスターの作成
機関紙・メールマガジンの発行
マスメディアへの情報提供

(3) スケジュール

オープン前の広報宣伝活動は、早期から計画的かつ戦略的に進める必要がある。今後、施設建設工事の進捗状況や管理運営組織の決定、貸館の受付、イベントや開館記念事業のチケット販売といったスケジュールと連動して進めていくこととする。

4 . プレイベント・開館記念事業

(1) プレイベント・開館記念事業の目的

本施設のオープンに向けて、区民の施設への認知度と期待度を高めることをめざすとともに区民参加型運営への機運の盛り上がりをつくる。

(2) 取組内容

文化シンポジウム
区民参加型イベント（ワークショップ等）
アウトリーチ活動
既存行事・各種イベント等への参加
施設内覧会
開館記念公演

ワークショップやアウトリーチ活動については、「にしすがも創造舎」をはじめとする既存文化施設・団体とも連携しながら取り組むこととする。

(3) スケジュール

プレイベントについては、平成17年度を計画・準備段階、18年度以降を実施段階と位置付ける。開館記念事業については、17年度に企画立案及び参加団体との調整等を行い、18年度以降に制作を開始する。

5 . 準備体制

本施設の建設及び管理運営の準備については、平成15年度から文化デザイン課が所管しているが、平成16年度以降は、施設整備に加えてオープンに向けての事業企画や広報宣伝活動、指定管理者の選定などの業務を充実させるため、専管組織を設けるとともに、施設建設や事業主体（東池袋四丁目地区市街地再開発組合）との調整のため、関係部署との連携を図った。

今後、具体的な開設準備業務に向けて、さらに準備体制の強化を進める。

6 . 条例等の整備

平成18年度中に本施設開設のための条例制定及び運営に必要な規定整備等を行うこととする。